

人文科学研究

—第 12 号—

目次

◆2014 年度修了者修士論文名.....	1
◆ 寄稿論文.....	2
◆院生会組織	12
◆2013 年度院生会活動記録	13
◆『人文科学研究』投稿規定	15

2014 年度修了者修士論文

【地域文化専攻】

田村 由姫 優生保護法改正問題に関する史的考察

中瀬 将史 戦後科学思想史再考

【言語文化専攻】

早野 勇馬 *An Analysis of English Prepositions
and its Application to English Pedagogy*

優生保護法改正問題に関する史的考察

田村由姫

はじめに

「人口」という言葉を聞いて、想起されるものは何であろうか。「少子高齢化」であったり、「経済成長」であったり、あるいは「外国人労働者の受け入れ問題」であるかもしれない。しかし、政府がいくら「少子高齢化の危機」を訴えても、「少子化の危機を突破する」目的で子どもを産む女性やカップルはおそらくいないだろう。

「人口」という数字を通したものの見方は、特にそれを行政が問題とするときに、人間社会で最もミクロな「家族」の営みに滑り込んでくる。日本では1989年の「1.57ショック」以来、「少子高齢化」への危機感が過剰に煽られている。2007年の厚生労働大臣（当時）柳沢伯夫の「女性は産む機械」発言や、2013年5月の少子化危機突破TFの席上で提案された「女性手帳」の名前が示しているように、「少子化対策」は「女性の意識」に働きかける形で降ってくる。

日本における人口政策は、中国の「一人っ子政策」のように罰金や税金という形で表向き国策化されてはいないが、それでもなお「子どもを産まない女」に対するまなざしは「産ませよう」とする意図をもって注がれている。生殖は国家管理のもとにあり、なおかつその「管理」は性規範を伴って女性を強く束縛してきた。

こうした「少子化問題」は近年はじめて明るみに出たものではない。1948年に墮胎罪の例外規定として制定された日本の優生保護法は、49年と52年の二度の改正を経て、人工妊娠中絶を事実上全面的に認めた法律として機能してきた。しかし、1960年代に入り「労働力人口」の減少が懸念されるようになると、優生保護法のもとで減少した出生率を回復すべく、国会内で保守派議員を中心として法改正を目指す動きが出はじめる。これに対して、ウーマン・リブと呼ばれる女性グループと障害者グループが「優生保護法改悪阻止運動」として抗議活動を展開した。このような、行政と反対運動の一連の攻防を、本稿では優生保護法改正問題と呼ぶこととしたい。

本稿の課題は、1970年代初頭から1980年代初頭の「優生保護法改悪阻止運動」において提起された「生殖の自己決定」の論理および意味内容を、フェミニズム運動の視座から描出することにある。リブとフェミニズムは女性の性的主体性を獲得しようと試みたムーブメントであり、優生保護法改悪阻止運動のなかでは「女性が自分自身で産むか産まないかを決定できること」を重視した。本稿では、1970～80年代の優生保護法改悪阻止運動を振り返り、「生殖の自己決定」がどのように論じられてきたかを考察したい。

優生保護法改正問題史は萩野（2008,2014）、塚原（2014）らによって深められつつあるが、論争の内容を十分に整理しているとはいえず、したがって「生殖の自己決定」論の議論の過程とその帰結は明らかになっていない。よって、法改正推進者たちの具体的な発言

内容を具に分析するとともに、反対運動の論理展開を追っていく必要があると考える。

1、優生保護法前史

第一章では、近世幕末社会～近代社会におけるバースコントロールについて概観した上で、日本の優生法がどのような文脈のもとで制定された法律であったかを整理した。

墮胎や間引きは、近世に至るまで地域を問わず行われていた出産数調整法である。

恩賜財団母子愛育会による調査では、広く全国的に墮胎と間引きに関する手法やまじないが言い伝えられていたことが明らかになっている。その内容をひもとくと、墮胎は専ら妊婦本人の生命を懸けた方法がとられていた一方で、避妊はほとんどまじないに頼っており、効果の不確かな「避妊」が失敗した後、それを補完するかたちで危険な墮胎がおこなわれていたといえる。

江戸時代後期に為政者によって出された墮胎の禁令（可罰的墮胎罪）はのちに明治政府の墮胎禁令（1869年）→旧刑法墮胎罪（1880年）→現刑法墮胎罪（1907年）に引き継がれていくが、このような可罰的墮胎罪はキリスト教倫理的な「胎児生命論」ではなく、家制度にもとづいた儒教倫理にもとづくものであった。

1920年代～1950年代における産児制限運動の特質は、何よりもまず「人口の質」問題に終始した点にある。

明治以後の日本社会では民衆の間からも近代的な避妊に対する要求が強くと同時に、性科学者や社会主義者からもその必要がさげられるようになる。しかし、その運動に取り組んだ安部磯雄や加藤シズエらの思想は優生思想にきわめて近いところにあり、やがて総力戦体制に巻き込まれていった。

産児制限は畜に不道徳ではないのみか現代の社会に就ては産児制限を行わぬことが、個人に対しても社会に対しても大成る罪悪である。……我国に於いては今日まで性教育なるものが行われて居なかつた。従つて性に関することを公衆の前で論ずるといふことは大なる不作法と見なされて居た。然し性に関する正当なる知識が欠けて居たため、我國民は可なり多くの損害を蒙つて居たのである。性教育は決して道徳觀念の乱るものではない。若し性に関する適當なる知識を各人に与へることが出来たとしたならば、人種の改良は著しく進み、家庭の幸福は少からず増進することであらう。

（安部磯雄「産児制限は不道徳ではない」1925年2月）

1938年に厚生省が設置され、(特に大都市における)過剰人口問題を抱えながら、一方で人口増加政策がとられていく。その中で「人口再分布計画」が厚生省人口問題研究所によって提起され、「内地人口を昭和35年までに1億人を旨す」ことが示される。そのための出生数増加策として、人口問題研究所はまず何よりも婚姻年齢の早期化と家族制度の維持強化、そして優生思想の普及を強調している。こうした流れのなかに国民優生法の成立(1940年)も位置付けることができる。

敗戦直後の日本政府は「性道徳が乱れるおそれ」から産児制限の認可と優生法における

中絶許可要件の緩和に躊躇していたが、生活難を原因とするヤミ堕胎の横行と子捨て・子殺し事件が頻発したことで、国民優生法の中絶許可要件を「不良な子孫」概念とともにより広げた「優生保護法」が成立する。人口の「質」を「量」とともに向上させようとしたのが国民優生法であるならば、優生保護法は「量」は抑えつつ「質」の向上を目指した法律であった。産児制限の認可後、「性道德の退廃」を防ぐ役割を担わせようとしたのが男女間の道德を説く「純潔運動」であった。しかし実際は、避妊知識の普及を待たずに中絶の「間口」を広げたことで中絶は出生数の調整方法として機能し続けた。

2、行政の優生保護法改正問題

第二章では国会における人口問題論の言説を分析し、優生保護法改正問題の意義を明らかにした。

1950年代までの人口論は主に失業者問題として考えられており、過剰な労働人口を如何に収容するかといったことが議論されていた。ところが、1960年代後半に至り、出生率の低下が「労働力人口の不足」の文脈で懸念されはじめると、人口政策は一転して「出生数の増加」へと急速に舵を切っていく。1967年には「減っていく人口を補う」手段として、外国人労働力の移入などではなく、なによりも自国民の出生率の回復がされるべきだと明言されており、しかも「将来労働力となる幼年人口の資質」も共に向上すべきであるとされている。

いまのような出生率の低下、すなわち先進諸国に比べましても最低の出生率……この状態では困るのではないか。そこで、人口問題を政治の日程にのぼしてもらわなければ、若い労働力が非常に枯渇してくるということが一つであります。……特に建設労働その他に強い要望のあります外国人労働力の移入問題が論議されておりますが、これはやらない。やらないで、むしろ現在ある日本の労働力を効率化していく、高能率、高賃金という方向に労働市場というものを整備して、不要不急の産業に労働力が流れたり、あるいは小完全就業というものをなくしていくという方向に労働市場を近代化していく……

(第55回衆議院社会労働委員会第7号 1967年5月9日、早川崇)

当時の国会では、出生率が落ち込んだ原因は中絶の普及にあると明確に意識されていた。その背景には1959年の世界家族計画会議の席上での「日本の人口抑制の成功が堕胎によるものではないか」とする「堕胎天国」批判があった。こうして中絶の取り締まりを強化すべきであるとする議論が、国会で起こり始める。

また他方で「幼年人口の資質」を向上するためには、障害胎児の出生も防止されなければならないと考えられるようになり、3歳児検診や障害児童の「施設」への隔離が制度化されていった。1960年代は公害問題に端を発する先天異常児への関心の高まりがあり、また同時に生殖技術への過剰な期待が寄せられていた。

近い将来には、男女を自由に産み分けたり、受精卵の試験管内培養を可能にする技術

が発見されるであろう。また優遺伝病の持ち主やヘテロ結合体の保因者で、有害遺伝子を持った生殖細胞と、正常遺伝子を持った生殖細胞とを分離し、正常のものだけを選択的に受精させることも可能になるだろう。そうなれば、一部の遺伝病の病者では、もはや優生手術の必要がなくなり、安心して健康な子どもを産めるようになる。

(田島弥太郎、松永英『NHK ブックス 247 人間の遺伝改訂版』日本放送協会出版、1976年、p.231)

出生前診断の技術確立は、「障害のある子どもは産まないことが可能である」という考えが「それが可能であるならば、生まれられない方がよい」に敷衍された（それは、兵庫県の「不幸な子どもの生まれえない政策」や「障害胎児の発生予防」などの政策に表れている）。

いわゆる人工中絶というものに対する考え方は、まあ一般的に言って、人命の尊重、胎児を人工的に中絶することは悪であるという意識が非常に薄いと、国民全体的に薄いという感じでございます。……同時に、人工中絶をどうしてもやったほうがいいという面もございます。たとえば……奇形児が生まれるであろう、重症の心身障害児が生まれるおそれがあるというような場合には、これは、生命の尊重とは言いながら、そういう方々は一生不幸になられるわけでありますから、こういう場合には、新しく人工中絶を認める必要があるのではないか。さらに、優生保護法の中で、家族計画、いわゆる妊娠調節の規定……をもっと普及をするようにという規定がございます。そういった家族計画を健全にやっていく。ことに、第一子の子供は、これは非常に大事な子供であるというようなことを強調し、妊娠中絶、人工中絶をやらないで、家族計画によって、そして理想的な家庭を持つという方向に進めていくというような方向に、ぜひ改正する必要がある。

(第 68 回参議院予算委員会第 4 号、1972 年 4 月 4 日、斉藤昇)

障害者を、彼／彼女が生まれ持った病によって「不幸」とする価値観のもとでは、障害は単に本人にとってのみ不幸だけでなく、親、社会、国家に負担を強いるものと考えられている。そのような障害者へのまなざしは、特に母親に「障害児を生んだこと」をステイグマ化させていく。

こうした流れのもとで、1972 年 5 月に保守系議員によって優生保護法改正案が提出される。この改正案の要点は当時の人口問題論を色濃く反映して、①<胎児条項>の導入②<経済的理由>を削除③適正な年齢での初回分娩の指導、の 3 点であった。法改正推進派はアメリカの反中絶団体の手法を模倣して「胎児の可視化」をおこない、中絶を「悪」と断じた。女性を「子どもを産む存在」として自明視し、なおかつ「障害胎児の発生予防」とは論理的整合性がないはずの「生命尊重論」に重きを置いたこの法案は、障害者団体とリブの激しい怒りを買うこととなった。

3、リブの優生保護法改悪阻止運動

第三章では、リブによる「優生保護法改悪阻止運動」の具体的な経過を、ビラや集会の記録等によって明らかにした。

1960年代末に隆盛をきわめた新左翼運動には女子学生も多く参加したが、新左翼運動の男権主義への不信から1970年に「女だけの運動」としてリブは運動を出発させた。リブはそれまでの「母性」イデオロギーに親和的にみえる母親運動や主婦連とは袂を分かち、性役割の根源的な部分に存在する「子産み」を拒絶した運動であった。しかし、新左翼運動と決別した初期リブは、新左翼運動の影響を受けざるをえなかった。リブ運動の目的のひとつとして掲げられた「優生保護法改悪阻止」は、「性差別への告発」とは言いつつも、1969年から1970年にかけて新左翼で政治課題となっていた出入国管理法制定問題や改憲論を「女の視点」からふたたび問題提起しようとしたものという性格を伴っていた。

いま、優生保護法のなかで、とくに人工妊娠中絶の一部改定ということがかなり具体的にいわれています。……若手労働力の不足ということにからんで……いまこれから子供を生もうとする人に対してのひとつの圧力として、優生保護法のなかの人工妊娠中絶一部改正ということがあがっていると思うんです。……いま、新左翼のなかでは、入管法が政治課題として最大の課題としてあげられています、それと表裏一体として……人工妊娠中絶の禁止ということをお願いしたいと思います。結局、民族排外主義を支える核として家庭があると思うんです。……小さくいえば家庭のなかにも排外主義があるのではないか。

(「解放のための討論」1970年11月14日、亜紀書房編『性差別への告発』亜紀書房、1971年、p.111-112)

リブは戦時下の女性が出産奨励政策の下でアジア諸国への加害の一端を担っていたことを前提に、再びアジアへの加害を担わされることへの危機感を抱いていたのである。

1972年5月に優生保護法改正案が国会へ上程されると、その問題意識は「生殖の自己決定」へとスライドし、「産む産まないは女^{わたし}が決める！」というスローガンを打ち出した。しかし、当時のリブが中絶を既得の権利として捉え、「改悪阻止」が「優生保護法の現状維持」を意味する以上、現行優生保護法に記された優生条項を否定する論理は持ちえない。その結果、「生命尊重」の範疇から外れ、なおかつ「生殖の自己決定」が実質的に奪われている障害者・青い芝の会の人々から「胎児に障害があるとわかって中絶するのも“自己決定”で“権利”なのか」という強い批判が向けられた。こうした批判は青い芝の会との対立のみならずリブ内部での分裂ももたらしたが、「自己決定」が多分に外的要因に規定されることがあぶりだされ、また同時に自分自身が他者に対して「抑圧者」となりうるということが明らかにされた。

4、1980年代以降の優生保護法改正問題

70年代末の自民党によって「家族同士のつながり」を重視した政策が打ち出されたが、

それは性規範を強めかねないものであった。他方で、胎児のヴィジュアル・イメージを利用した 1970 年代以来の中絶批判が保守派議員によってふたたびおこなわれ、優生保護法改正の機運が高まっていく。改正推進派の急先鋒である村上正邦は 1982 年 3 月 15 日の衆議院予算委員会で当時の首相鈴木善幸に優生保護法の改正を約束させ、村上の支持母体である生長の家は優生保護法改正を目指してマザー・テレサを日本に招くなど、「生命尊重のために法改正を」とする論理で改正論議を推し進めた。

優生保護法論争における「生命尊重論」は生命の起点を「受胎（コンセプション）の瞬間」に置く説が中心を占めている。

受精した卵は顕微鏡的な存在にすぎない。しかしその中に、人間の目には見えないけれども、その受精卵が生長し、手を出し、足を出し、頭を出し、偉大なる芸術家になったり、たくさん子を生む主婦になったり、科学者になったりする全情報量が、受精の瞬間に受け渡されているということは確実なのである。

（渡部昇一「お母さんの頭に角が生えた」日本教文社編『胎児は人間ではないのか』日本教文社、1982 年、p.21-22）

ここで「受胎」とは「受精」とほぼ同義に用いられていたが、「生命の始まり＝受胎（受精）の瞬間」説は「受胎」プロセスを神秘化する方向にしか働いていない。また、「受精の瞬間」という言辞には、生殖における男性の役割を特権視する生殖観が見受けられる。

そして、中絶を罪悪視する生命尊重論は、「胎児抹殺」といった過激な言葉を用い、ときには中絶を受ける女性を「娼婦」などと称することによって「中絶の権利」を主張する女性を無価値化しようとした。

優生保護法を改正しようとする動きを新聞で知った女性たちは、同年 7 月より抗議活動に入る。

元号法制化、教科書問題、防衛費増強など憲法改悪への一連の動きの一環として、今回の優生保護法の改悪もまた出されてきています。国家による妊娠・出産の管理は、軍国主義をささえる新たな家族制度の強化を押しすすめる下地作りに他なりません。

（'82 優生保護法改悪阻止連絡会「趣意書」1982 年 8 月 29 日）

1980 年代初頭は改憲と軍拡に対する危機感が具体的な実感を伴って広がった時代であり、また改正推進派は 70 年代に〈胎児条項〉の追加を促していた生長の家であったことから強い不信感を生んでいた。

80 年代の改悪阻止運動はリブの経験を受け継ぐだけでなく発展させた運動でもある。優生保護法の「改悪阻止」だけでなく、優生保護法と墮胎罪の同時廃止を目指すことがはっきりと意識された。

ここに集まった皆さんに次の決議を提案します。

一、優生保護法の国会上程を阻止する。

一、戦争への道へつながる優生保護法改悪・憲法改悪を許さない。

この二つのほかに、新たにもう一つ付け加えたいと思います。それは、

一、優生保護法そのものの撤廃と、刑法堕胎罪の撤廃まで闘う。

いかがでしょうか？（同意の歓声・拍手）それでは、以上の3点を決議します。

（「改悪阻止を勝ちとった2,000人の熱気 3.13 全国決起集会」『あごら (28) 産む 産まない 産めない』BOC 出版部、1983年6月 p.288）

ここには「産むことを強いられる女がいる一方で、中絶を強いられる女がいる」という問題を、根本から覆そうという意図があり、70年代以来共闘が模索されていた障害者の存在が意識されていた。また、当時の世界的な中絶法の流れが中絶の自由化に向かいつつあったこともあって、優生保護法改悪阻止運動を機に日本にも新たな中絶法を制定させようとする動きでもある。

80年代における改悪阻止運動は、ネットワーク型市民運動の性格をもつ。ネットワーク型市民運動の特質は、①生活と運動との連続性を重視②ゆるやかで広汎な連帯、である。

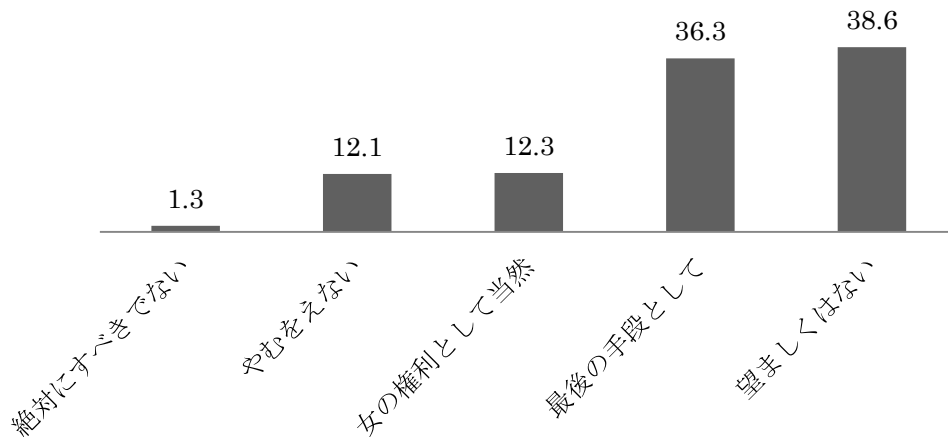
会員は、自分の状況と、さき得る時間や力に応じて運動する。絵を描く人は絵を、歌を歌う人は歌を……。病床からでも参加できる運動が基本

どの部門にも『長』は置かない。運営の最終責任は、運営会議とする

（『あごら (28) 産む 産まない 産めない』BOC 出版部、1983年6月 p.387）

こうした性格をもつ改悪阻止運動は、日本国内のフェミニスト・グループにとどまらず、海外のフェミニスト・グループ、男性や宗教者も巻き込んだ世界的・領域横断的な運動に発展した。

一方で、阻止連やあごらで活動した女性たちにたいして行われたアンケートには、中絶を罪悪視する言説がみられる。



「中絶をどう考えるか」

調査年月：1983年3月 調査対象：あごら (126/822)、'82 優生保護法改悪阻止連絡会 (31/200) 調査方法：郵送式、無記名回答

（あごら編集部「アンケート調査 妊娠・出産・中絶そして優生保護法を考える——157人のフェミニストの回答から——」『あごら』[28] p.318 より

「産む自由、産まない自由」が求められている反面、「産まない自由」に関しては消極的で歯切れの悪い態度が窺えた。「産みたいと希望が持てるような社会整備を」とする意見が出されている点には、「子産み」を権利としてとらえていこうとする姿勢がある。慣習化され、その役割を自明視された「子産み」ではなく、あくまで自らの希望のもとにおいて行使できる権利である。

反対運動の盛り上がりと自民党内部の分裂により優生保護法改正案の上程は見送られたが、諸外国からの批判があったことで1996年にその名前を「母体保護法」に変え、優生条項はすべて削除した法律に変わった。しかし、その改正の過程においては国民のあいだで議論は全く行われなかった。条文には「中絶に際しては配偶者の同意が必要」とする条文が残り、墮胎罪もそのまま残った。この改正は女性の性的主体性を尊重したものとはいえ、優生保護法体制（優生保護法と墮胎罪による中絶のスティグマ化）は現在に至るまで存続している。

まとめ

日本の中絶技術は諸外国に比べ「遅れ」ており、また、優生保護法の裏面に墮胎罪が存在した事情も相まって、中絶は女性にとってのスティグマとして作用してきた。70年代以降の優生保護法改正推進論は、産み育む性としての「母性」を称揚する一方で中絶を受ける女性のスティグマをより強化することで中絶の取り締まりを強めようとするものであった。

70年代の優生保護法改悪阻止運動は新左翼運動内と決別し、リブとして立ち上がる中で提起された問題だった。リブによる改悪阻止運動のスローガン「産む産まないは女(わたし)が決める」に表れている「女=わたし」としての自我は、「生殖とからだを国家・社会・男の手から女(わたし)自身の手に取り戻したい」という、性差別社会を撃つためのものであった。それゆえ、性役割の最も根源的な位置にある「子産み」を、リブは一度否定せざるをえなかった。しかし、運動の中での障害者運動との邂逅は、「出産するかしないかを自己決定」できる者はごく限られた存在」という、「自己決定」の限界をあぶりだした。優生保護法改悪阻止運動のリブと障害者との出会いによって、「性」を奪われ続けてきた障害者が可視化されていくのである。田中美津が「中絶をさせられる」という言い方をしたように、「自己決定」は純粹に自らの希望のみにもとづいて行われるのではなく、外的環境や、他者との関係の中で強いられるものであるということが明らかになった。またそれによって、「自己決定」は他者の生存を脅かすものであってはならないことが確認され、優生保護法改悪阻止運動は「女=わたしの生存を懸けた運動」から「他者感覚」を重視した運動へと変容していく。

阻止連をはじめとするフェミニスト・グループの女性たちは、「産むこと」を自分の手からは決して手放さなかった。70～80年代の改悪阻止運動を通じて見出されたのは、女性性を一切捨て去ることではなく、「強いられた母性」への拒否であり、翻って「女であること」

を肯定的に捉えられる社会の構築をめざしたのである。男性だけでなく、女性もミソジニーを内面化している。とすれば、求められるのは、女性自身による「女としてのありよう」の肯定である。80年代の改悪阻止運動を通じて、女性たちは「産む権利」を自らの手にしっかりと確保しつつ、女性の自主性にもとづく新たな「産む性」の模索を試みていく。

「自己決定」の限界に突き当たったフェミニズムは、「性の自己管理」を方向づけるようになる。「自己決定」は社会状況や他者との関係の中で「強いられる」側面が強く、そのため出生前診断や体外受精などの女性の身体を通した人口管理につながりかねない。対して「自己管理」は性教育や生殖医療、薬などのからだに関する知識を女性自身が主体的に得ようとしていくことが、「自己管理」の要点であった。

参考文献

- 亜紀書房編『性差別への告発』亜紀書房、1971年
一番ヶ瀬康子編『日本婦人問題資料集成』(6) 保健・衛生、ドメス出版、1983年
茨木のり子『茨木のり子集』(1) 筑摩書房、2010年
太田典礼『中絶は殺人ではない』京都産婦人科学会、1983年
大橋由香子「産む産まないは女(わたし)がきめる」女性学研究会編『講座女性学(3) 女は世界をかえる』勁草書房、1986年
荻野美穂『家族計画への道』岩波書店、2008年
『女のからだ』岩波書店、2014年
小田実『歴史の転換の中で——21世紀へ——』岩波書店、1980年
鹿野政直『現代日本女性史』有斐閣、2004年
自由民主党政務調査会家庭基盤の充実にに関する特別委員会「家庭基盤の充実にに関する対策要綱」1979年6月15日発表
人口問題研究所『我が国人口問題概要』出版年不明
『人口政策要綱(第一次)』1940年
『人口政策確立要綱』1941年
『人口政策確立要綱ニヨル昭和一六年乃至昭和三五年各年ニ実現ヲ要スベキ内地人口』1942年
『人口統計資料集』厚生統計協会、1990年
社会教育連合会『男女の交際と礼儀』1950年
鈴木裕子編『日本女性運動資料集成』(7) 生活・労働IV、不二出版、1994年
田中美津『いのちの女たちへ』田端書店、1972年
谷奥克己『「羊水検査」実施のねらい!!』『臨床心理学研究』1973年10月
田間泰子「中絶の社会史」上野千鶴子ほか編『家族の社会史』岩波書店、1991年
『母性愛という制度：子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房、2001年
塚原久美『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ』勁草書房、2014年

友部謙一「近世の日本人口と歴史人口学」『人口大辞典』培風社、1958年、p.327-328
長野県『長野県政史』(3)、1973年
生天目昭一『闇に哭く胎児たち』泉文社、1980年
日本教文社編『胎児は人間ではないのか』日本教文社、1982年
‘82 優生保護法改悪阻止連絡会「右傾化の中での優生保護法改『正』」『労働運動』(159)
1983年1月
藤目ゆき『性の歴史学』不二出版、1997年
マザー・テレサ『生命あるすべてのものに』講談社現代新書、1982年
松原洋子「<文化国家>の優生法」『現代思想』25(4)、1997年
三島由紀夫・東大全学共闘会議駒場共闘焚祭委員会『討論 三島由紀夫 vs. 東大全共闘』新潮社、1969年
溝口明代ほか編『資料日本ウーマン・リブ史』I～III、松香堂書店、1993～95年
森崎和江『第三の性』河出書房新社、1992年、初出1965年
優生保護法改悪＝憲法改悪と闘う女の会『優生保護法改悪とたたかうために』1982年9月28日
「優生保護法「改正」に反対する男たちの声明」『法学セミナー増刊総合特集シリーズ30』
1985年7月
『あごら』
『会報婦人問題懇話会』
『きんきゅうニュース』
『阻止連ニュース ^{わたし}女のからだから』
『無名通信』
『わいふ』
国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/> (最終閲覧日：2014年12月18日)
宗教法人生長の家公式サイト <http://www.jp.seicho-no-ie.org/> (最終閲覧日：2014年12月7日)
日本母親大会公式サイトトップページ <http://hahaoyataikai.jp/index.html> (最終閲覧日：2014年12月3日)

信州大学大学院人文科学研究科 院生会組織

院生会長（1名）

院生会統括（院生会の意見総括、院生総会開催、大学院委員会との連絡、各行事幹事、連絡事項管理）

会計（1名）

院生会費管理（会費徴収、物品購入、収支報告）

書記（1名）

記録類作成及び管理（院生会議事録、院生会活動記録）

シンポジウム委員（4名）

シンポジウム運営（シンポジウム連絡、原稿集作成・配布）

広報（1名）

院生会活動報告（写真撮影、院生会ホームページ運営）

院生会雑誌『人文科学研究』編集委員（1名）

『人文科学研究』編集（雑誌作成、投稿受付）

- 任期はそれぞれ一年間とする。
- 役員は基本的に M2 から選ばれるが、シンポジウム委員の半数は M1 から選ばれる。
- 次年度役員を選出は各年度の 1 月中に院生総会を開き、そこで行う。ただし M1 からシンポジウム委員については年度初めの院生総会において選出する。
- 役員選出は立候補及び推薦による。
- 各役職の兼務は各年度の院生会員の人数に応じて認める。
- 休学や留学等の長期の不在やその他のやむを得ない事情の場合、各役員の交代を認める。
- 役員構成及び各役員の業務内容は基本的にこの通りだが、各年度の状況に合せた変更は可能である。

平成 25 年度 信州大学大学院人文科学研究科 院生会活動記録

平成 25 年度院生会役員

院生会長 鎌田真緒

会計 田村由姫

書記 任意

シンポジウム委員 (M2) 中瀬将史

(M1) 内山綾華

広報 任意

雑誌編集委員 石田大祐

.....

6 月 18 日 第一回院生総会 【於 院生室】

議題 1. 院生会組織説明

議題 2. 前年度会計報告

- ・同年度予算案
- ・院生研究会の実施決定、及び費用について

議題 3. 大学院委員会への要望、及びシンポジウムについて

- ・M1 に向けて、シンポジウムの概要説明
- ・シンポジウム及び人文科学研究科についての意見収集

.....

9 月 26 日 信州大学人文科学研究科大学院 前期シンポジウム 【於 人文ホール】

プログラム

▼10:10-10:50 中瀬将史 「戦後日本における科学者の思想史」

▼10:55-11:35 鎌田真緒 オープナーが対人関係に及ぼす影響

▼11:40-12:20 早野勇馬 英語の 3 構造の関係性

—はだか存在文、場所句倒置構文、前置詞句主語構文—

▽12:30-13:45 投票、昼食、懇談、M1 自己・研究紹介

▽13:50-14:30 懇親、優秀発表賞発表(鎌田真緒・早野勇馬)

.....
1月28日 第二回院生総会 【於 院生室】

議題 1. 来年度役員選出

平成 26 年度院生会役員

院生会長 鎌田真緒

会計 川村朋子

書記 任意

シンポジウム委員(M2) 内山綾華

広報 任意

雑誌編集委員 石田大祐

.....
2月3日 信州大学人文科学研究科大学院 後期シンポジウム 【於 人文ホール】

プログラム

▼09:30-10:10 石田大祐 高松次郎の初期作品に関する考察
-「不在性」を呼び起こす《点》と《紐》の形-

▼10:15-10:55 内山綾華 日本近代における自画像の展開

▼11:00-11:40 川村朋子 初期中英語韻文 *Ormulum* の語彙に見られる
古北欧語の借入について: Brate 1885 の再検討

※修論優秀賞候補者発表

▼11:45-12:25 早野勇馬 構文から見た英語前置詞の分析

▽12:30-13:45 昼食、懇談、優秀発表賞投票

▽13:50-14:00 優秀発表賞発表(石田大祐)

『人文科学研究』投稿規定

原稿の種類

1. 修士論文要旨
2. 後期シンポジウムにおける発表原稿
3. 寄稿論文

投稿資格

信州大学人文科学研究科に在籍する者、もしくは過去に在籍したことのある者。ただし上記1と2については、当該年度に同研究科に修士論文を提出した者に限る。

原稿審査

それぞれ審査委員会にて行う。審査委員会には院生会員のほか、必要に応じて教員も加わる。

分量

それぞれ無制限

(提出形態の詳細については、編集委員会に問い合わせること)

提出先

信州大学人文科学研究科 院生会『人文科学研究』編集委員

連絡先 : jb-in@shinshu-u.ac.jp

締切

毎年二月末

人文科学研究科 第 12 号

平成 28 年 1 月 27 日 発行

編集者 信州大学人文科学研究科院生会

発行者 信州大学人文科学研究科委員会

〒390-8621 松本市旭 3 丁目 1 番 1 号信州大学人文科学研究科内
